

日本で商標を出願する前に

2021年10月27日
弁理士・米国弁護士 龍華 明裕

■商標に色彩を付すべきか

1. カラー商標の権利範囲

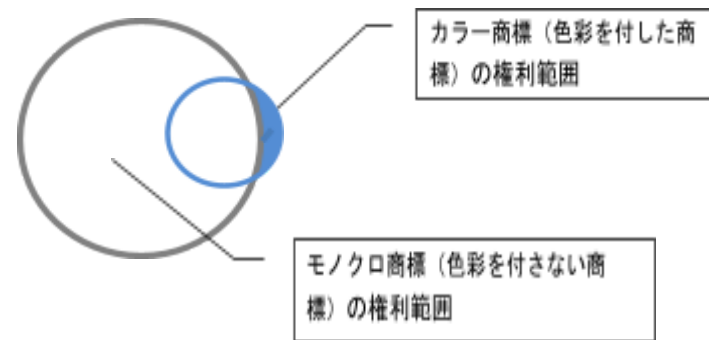
(1) 色彩を付すことにより、概して商標権の範囲は狭くなる

色彩を付した商標を登録した場合に、他人の商標の形状と色彩が登録商標と少しずつ異なれば、他人の商標は全体として非類似と判断される場合があります。

(2) 一方、色彩が特徴的である場合には、その特徴的な色彩に類似する範囲については権利範囲が広がる

登録商標が特徴的な色彩を有し、他人の商標の色彩が酷似する場合には、他人の商標は類似と判断されやすくなります。

<カラー商標とモノクロ商標の権利範囲>



したがって、通常は色彩を省き図柄のみの商標を出願し、一方で、色彩が特徴的な場合は、色彩を付した商標を出願することをお勧めします。

2. 識別力を高める

また、他の商標に類似するために登録を受けることができない商標であっても、色彩を付して類似範囲を狭めることにより登録を受けられる場合があります。このような場合にも色彩を付した商標を出願する必要があります。

<色彩が特徴的な商標の例>



(商標登録第4375363号)

■登録できない商標の例

1. 他人の登録商標や有名な商標等と紛らわしいもの

- 他人の登録商標と似ており、かつ指定商品・役務も似ている商標
例) かばんに「PAOLOGUCCI」
- 他人の有名な商標と似ており、かつ他人がその商標を使用している商品・役務と似ている商品・役務に使用する商標
- 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれのある商標
例) SONYチョコレート ← SONYがチョコレートを
作ったと勘違いする



- 他人の氏名、有名な芸名、これらの有名な略称を含む商標
例) サッカー選手の氏名の商標（承諾を得ている場合は登録可）



2. 商品等を他人の商品等と識別する機能がないもの

- 普通名称を普通に表示した商標
例) 机に「つくえ」（車に「つくえ」は該当しない）
- 慣用されている商標
例) 清酒に「正宗」
- 商品の産地や品質、役務の提供の場所、質などを普通に表示した商標
例) みかんに「一級」
- ありふれた名字または会社名称を普通に表示した標章のみからなる商標
例) 高橋、タナカ
- きわめて簡単で、ありふれた標章のみからなる商標
例) 仮名文字1字、単なる直線や円
- 上記以外でも識別力のない商標
例) 知識の教授に「習う楽しさ 教える喜び」
茶又はコーヒーを主とする飲食物の提供に「オリーブ」「たんぼぼ」

3. 品質又は質の誤認を生じさせるもの

- 品質の誤認を生じさせる商標
例) 時計に「SWISSTEX」 ← スイス製の時計かと勘違いする